

次の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年4月30日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度児童相談所等人材確保事業業務委託

(2) 業務目的

本業務は、虐待予防のための早期対応や発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで切れ目のない支援の提供を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制と専門性を強化するため、「新たな児童虐待防止体制総合強化プラン」を踏まえ人材を確保するに当たり、大学に在学する学生等を対象とした説明会や職場見学会等を実施し、児童福祉に関する相談支援業務等への理解を促すことにより、職員採用試験受験者を増加させるとともに、県内の児童福祉業務に従事する人材の確保を強力に行うことを目的とする。

(3) 履行期限

令和7年3月25日限り

(4) 契約限度額

3,400,000円（消費税込み）

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 有料職業紹介事業の許可を得ていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 静岡県の機関が定める入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）」

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月17日（金）まで

(2) 配布場所及び配布方法

こども家庭課ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/1040717/index.html>

4 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月17日（金）（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

(2) 提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班

TEL：054-221-2922 FAX：054-221-3521

E-mail：kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで郵送、持参、電子メールのいずれかの方法にて提出すること。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

5 契約予定者を特定するための基準

(1) 実施要領別表3に掲げた契約予定者の特定に係る評価項目・基準に定めた項目を勘案して特定する。ただし、評価の最も高い者が2人以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2人以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、評価において評価点の合計が満点の60%に満たない者は特定しない。

(2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和6年5月30日（木）までに通知する。

6 非特定理由に関する事項

(1) 企画提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和6年5月30日（木）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和6年6月6日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和6年6月12日（水）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送、電子メール、電送によるものは受け付けない。

7 その他

(1) 詳細は、「令和6年度児童相談所等人材確保事業業務委託公募型簡易プロポーザル実施要領」による。

(2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、〒420-8601静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班 電話番号（054-221-2922）とする。